

5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度及び「宅地造成等規制法」(昭和36年法律第191号)の許可制度の適正な運用を行う。

(1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和49年の「都市計画法」(昭和43年法律第100号)の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、特例市である呉市(平成12年度に移行。)及び権限移譲のあった三次市(平成17年度より)、東広島市(平成18年度より)、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市(平成20年度より)においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している。

なお、開発行為の許可状況は、次表のとおりである。

竹原市は1ヘクタール未満の事務のみが移譲の対象

開発行為の許可状況

(H23.3.31現在)

管轄事務所(支局)	年度 区分 市町名	18				19				20				21				22							
		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外	
		許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha	許可件数	許可面積 ha
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
西部建設	竹原市 (県)				1 0.5																				
	竹原市 (市)																								
	大竹市							4 0.8					1 0.2								1 0.8		1 16.9		
	廿日市市	13	4.5	1				7 2.5																	
	安芸高田市														1 0.9										
	江田島市																								
	府中町	1	0.2										2 0.7	1 0.1							1 0.2			2 0.3	
	海田町	1	0.2																		1 0.1				
	熊野町	4	1.0	1 0.3				1 0.3	1				2 0.8	2 0.2									2 0.5	3 1.1	
	坂町												2 0.5												
	安芸太田町																								
北広島町																							1 4.6		
小計	19	5.9	2 0.3	1 0.5			12 3.6	1				1 3.7											5 1.6	4 18.0	
東部建設	三原市	5	1.4	2 0.2	1 0.4			3 1.1	2 0.1																
	尾道市	3	1.5	7 0.5	1 0.4			2 0.5	10 1.3																
	世羅町														1 2.4										
	府中市	2	0.6					6 1.2	1												1 0.4			2 0.3	
	神石高原町																								1 6.4
	小計	10	3.5	9 0.7	2 0.8			11 2.8	13 1.4	2 2.7	1 6.4													2 0.3	
北部建設	庄原市																								1 1.0
	小計																								1 1.0
合計	29	9.4	11 1.0	3 1.3			23 6.4	14 1.4	3 6.4	1 6.4			7 2.2	3 0.3	6 4.4	1 4.6				3 0.7			7 1.9	4 18.0	
協議																									

- (注)・開発変更許可分は計上しない。
 ・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発 市街化調整区域の開発に計上した。
 ・竹原市については、(県)は県許可分、(市)は市許可分。
 ・三原市・尾道市・廿日市市許可分については、平成20年度から権限移譲により計上しない。

都市計画法第43条の規定による建築許可状況

(H23.3.31)

事務所管轄	年度	18		19		20		21		22	
	区分	許可件数	許可面積(m ²)	許可件数	許可面積(m ²)	許可件数	許可面積(m ²)	許可件数	許可面積(m ²)	許可件数	許可面積(m ²)
	市町名										
西部建設	大竹市									1	218
	廿日市市	2	892	3	1,124						
	府中町					3	942				
	海田町			1	123						
	熊野町	8	39,025	13	5,055	9	5,565	5	2,140	5	8,374
	坂町			1	315	1	220				
	小計	10	39,917	18	6,617	13	6,727	5	2,140	6	8,592
東部建設	三原市	13	4,263	11	9,499						
	尾道市	22	11,929	20	6,905						
	府中市	2	893	1	337	4	3,015			3	3,268
	小計	37	17,085	32	16,741	4	3,015			3	3,268
合計		47	57,002	50	23,358	17	9,742	5	2,140	9	11,860
協議											

(注)・三原市・尾道市・廿日市市許可分については、権限委譲により平成20年度からは計上しない。

(2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成（一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。）については、災害防止のためあらかじめ許可を受けることが必要となっている。この宅地造成工事規制区域の面積は、広島県の総面積の27.8%にあたり、その区域の指定状況は次表のとおりである。

なお、政令指定都市である広島市、中核市である福山市及び特例市である呉市（平成12年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。

竹原市は1ヘクタール未満の事務のみが移譲の対象

宅地造成工事規制区域面積(A) 2,355.74 km² (A)
 広島県総面積(B) 8,479.58 km² (B) ×100= 27.8 %

宅地造成等規制区域一覧 (平成23年3月31日現在)

管 轄 所 (支 所)	市 町 名	規制法適用区域面積 (a) km ²	市 町 面 積 (b) km ²	$\frac{(a)}{(b)}$ (%)
広島市	広島市	591.26	905.41	65.3
福山市	福山市	310.89	518.11	60.0
呉市	呉市	220.82	353.84	62.4
三原市	三原市	249.68	471.13	53.0
尾道市	尾道市	144.01	284.85	50.6
三次市	三次市	67.38	778.19	8.7
東広島市	東広島市	392.40	635.32	61.8
廿日市市	廿日市市	109.23	489.36	22.3
西部建設	竹原市	106.66	118.30	90.2
	大竹市	14.10	78.57	17.9
	江田島市	50.43	100.97	49.9
	府中町	7.81	10.45	74.7
	海田町	9.99	13.81	72.3
	熊野町	30.88	33.62	91.9
	坂町	13.13	15.67	83.8
	小計	233.00	371.39	62.7
東部建設	府中市	37.07	195.71	18.9
	小計	37.07	195.71	18.9
合 計		2,355.74	5,003.31	47.1

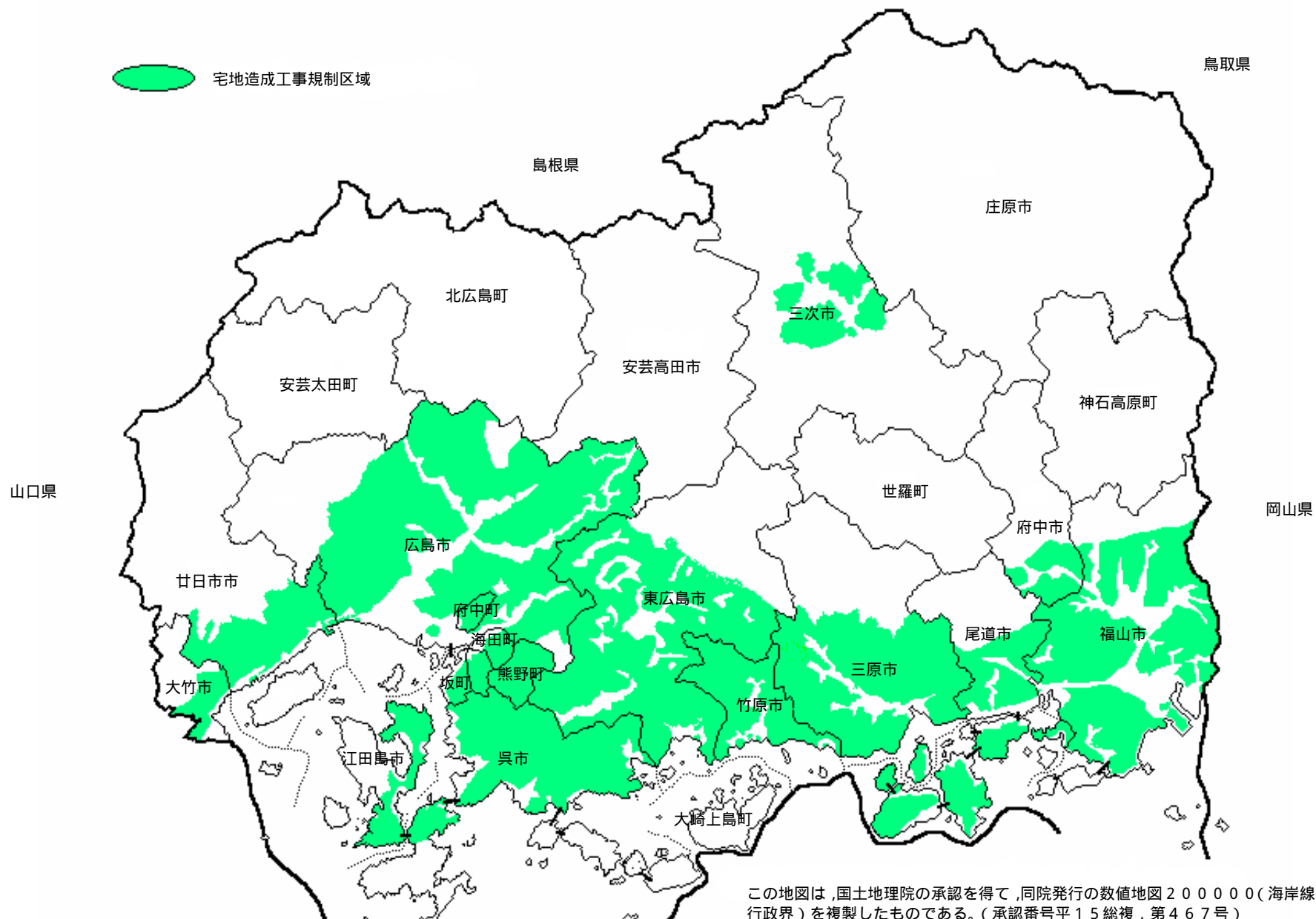
宅地造成に関する工事の許可及び協議状況

(H23.3.31 現在)

管轄事務所	年度		18		19		20		21		22	
	区分	市町名	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)
西部建設	竹原市	(県)	4	0.5	2	0.1						
		(市)					1	0.0	1	0.1	1	0.1
	大竹市			2	0.5	1	0.8					
	廿日市市	6	1.6									
	江田島市					3	0.2					
	府中町	2	0.3			3	0.2	2	0.1	2	0.1	
	海田町	1	0.1	2	0.2			1	0.6			
	熊野町	2	0.2	1	0.1							
	坂町	1	0.4									
	小計		16	3.1	7	0.9	8	1.2	4	0.8	3	0.2
東部建設	三原市	8	1.5	5	0.3							
	尾道市	15	1.2	12	2.8							
	府中市	1		1	0.1			2	0.1	1	0.1	
	小計		24	2.7	18	3.2			2	0.1	1	0.1
	合計		40	5.8	25	4.1	8	1.2	6	0.9	4	0.3
	協議											

- (注) ・竹原市については、(県)は県庁份、(市)は市庁份
 ・既申請に係る再申請は指ししない
 ・三原市・尾道市・廿日市市については、権限移譲のため平成20年度からは指ししない

宅地造成工事規制区域図（平成 23 年 3 月 31 日現在）



6 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において、昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初で、その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定され、平成22年3月31日現在では、13市6町において路線数670路線、総延長約1,515kmが都市計画決定されている。

整備にあたっては、都市の骨格となる幹線街路、地域住民の日常生活の利便に関連する街路、住宅地開発に関連する街路の整備を促進することとしており、広島県道路整備計画2008に基づき主要な幹線街路の整備を重点的に実施している。

また、選択と集中により整備の重点化を図り、整備効果の早期発現を推進している。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとしており、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区、府中町、海田町）においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手して重点的に推進を図っている。

更に、交通結節点や駅周辺の駐輪場を整備するとともにバス路線の見直しを行うことで、公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

都市計画道路等の整備状況

(H22.3.31現在)(単位:km,%)

区 分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合 計
計 画 決 定	209.85	1,241.36	30.00	34.27	1,515.48
改 良 済 延 長	61.30	747.18	20.13	33.91	862.52
改 良 率	29.21	60.19	67.10	98.95	56.91

重点施策

- (ア) 広域的な交流・連携基盤の強化
- (イ) 集客・交流機能の強化とブランド力向上
- (ウ) 防災・減災対策の充実・強化
- (エ) 持続可能なまちづくり

(2) 主な事業の概要

街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
長江線	尾道市栗原町～長江3丁目	878m	12m	約 60 億円
神辺水呑線(期)	福山市東手城町～曙町	1,200m	25～69m	約 120 億円

連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	事業期間	総事業費
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線 4.6km 呉線 1.7km	16ヶ所 4ヶ所	平成5年度 ～平成34年度	約 960 億円 (内県分約606億円)

(3) 平成23年度事業の内容

県事業(補助)

(単位:千円,%)

区分 工種	平成22年度当初		平成23年度当初		事業費 比較	説明
	箇所	事業費	箇所	事業費		
改良	10	2,764,000	10	2,597,900	94.0	長江線,神辺水呑線ほか
橋梁	0	0	0	0		
鉄道高架	1	316,000	1	516,000	163.3	広島市東部地区連続立体交差事業
計	11	3,080,000	11	3,113,900	101.1	

市町関係(政令市域を除く。)

(単位:千円,%)

区分 工種	平成22年度当初		平成23年度当初		事業費 比較	説明
	箇所	事業費	箇所	事業費		
改良	14	1,431,625	14	1,502,119	104.9	津之郷奈良津線,古城通糸崎線ほか
立体	1	72,000	1	44,800	62.2	円一皆実線
橋梁	1	162,000	1	169,600	104.7	上原願万地線
計	16	1,665,625	16	1,716,519	103.1	

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H22. 3.31 現在)

都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定				
		決地域数	面積 ha			決地域数	面積 ha			決地域数	面積 ha			
広島圏	大竹市	4	72.9	備後圏	三原市	3	131.2	東広島圏	東広島市	5	202.6			
"	廿日市	14	1,507.7	"	尾道市	4	130.9	"	竹原市	1	30.4			
"	広島市	3	66.0	"	福山市	33	2,205.4	"	安芸浦原市	1	17.1			
"	府中町	1	2.0	"	府中市	2	129.3	"	庄原市	1	2.2			
"	海田町							"	三原市	1	48.3			
"	熊野町							"	三原市	2	16.3			
"	坂町													
"	呉市	5	349.3											
小計				1,997.9ha	小計				2,596.8ha	小計				3,161.9ha
合計												4,911.6ha		

市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物(再開発ビル)の余裕部分(保留床)に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ公共用地を生み出してゆくものである。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H22. 3.31 現在)

都市計画区域名	都市名	区分	名称	施主	行体	施行区域面積	建築敷面積	建ぺい率の制限	容積率の制限	建築物の高さの制限	主要用途	決定年月日	摘要
広島圏	広島市	第一種	金座街地区第一種市街地再開発事業	組合	0.9ha	0.23	9/10	90/10		店舗、駐車場、駐輪場	S49.12.6 決定 H2.11.22 変更 H9.10.20 変更		
						0.20	9/10	90/10		店舗、駐車場、駐輪場			
	広島市	第一種	広島駅南口Aブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.2	0.71	9/10	90/10		店舗、駐車場、駐輪場	H5.8.12 決定		
	広島市	第一種	広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.4	0.83	9/10	90/10		店舗、ホテル、駐車場、駐輪場	S63.9.16 決定 H20.3.26 変更		
	広島市	第一種	西荒神地区第一種市街地再開発事業	組合	0.8	0.16	4.4/10	37/10		宿舎、ホール	H2.11.22 決定 H9.10.20 変更		
						0.36	6.7/10	51/10		事務所、住宅、駐車場、店舗			
	広島市	第一種	五日市駅北口第一種市街地再開発事業	組合	0.7	0.42	8/10	45/10		店舗、住宅、駐車場	H4.11.10 決定		
	広島市	第一種	緑井駅周辺地区第一種市街地再開発事業	組合	3.7	2.00	7.5/10	49/10		店舗、住宅、事務所、駐車場	H10.2.19 決定		
	広島市	第一種	大手町四丁目1番地区第一種市街地再開発事業	組合	0.7	0.43	6.8/10	74/10		公益施設 通信施設	H13.7.3 決定		
							4.8/10	100/10		店舗、駐車場			
広島市	第一種	若草町地区第一種市街地再開発事業	個人	2.9	0.65	8.0/10	60/10	100m	店舗、ホテル 事務所、駐車場	H18.8.8 決定			
					0.83	7.0/10	40/10	110m	店舗、住宅、駐車場				
呉市	第一種	呉駅前西地区第一種市街地再開発事業	個人	1.3	0.63	9/10	54/10		商業施設 業務施設	S62.10.22 決定			
備後圏	三原市	第一種	三原駅前第一種市街地再開発事業	三原市	2.8	1.10	8/10	60/10		商業施設	S49.2.22 決定 S55.9.16 変更		
	福山市	第一種	元町地区第一種市街地再開発事業	組合	0.7	0.33	8/10	70/10		商業施設	S55.3.14 決定 S56.8.4 変更		
	福山市	第一種	東桜町地区第一種市街地再開発事業	再開発会社	1.0	0.56	8.4/10	69/10		店舗、事務所、住宅、駐車場、駐輪場	H15.3.5 決定 H19.6.1 変更		
	尾道市	第一種	尾道駅前地区第一種市街地再開発事業	尾道市	2.6	1.02	5/10	20/10		公益施設、店舗、住宅、駐車場	H8.8.12 決定		
合計			13箇所		20.7								

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

現在、土地区画整理事業については、13箇所 401.3ha（広島市を除く。）が施行中である。

このうち、平成23年度の補助事業（県所管分）としては、公共団体施行で10箇所 313.9haを施行する。

(3) 社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）の概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導のまちづくりを実施し、都市再生を効率的に推進することにより、住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進している。

平成16年度に創設された「まちづくり交付金」は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

市町は、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（目標実現を評価する指標）と目標実現のために実施する施設整備（道路・街路、河川、公園、下水道、高次都市施設等）や面整備等（土地区画整理、市街地再開発等）のハード事業や、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業を記載した都市再生整備計画を作成し、計画終了時に市町村の目標の達成状況等に関する事後評価を行い、結果を公表する。

平成23年度は13地区において都市再生整備計画に基づく事業を進めている。

(4) 平成23年度事業の内容

土地区画整理事業

公共団体施行

（H23.4.1現在）(単位：千円)

都市名	施行地区	面積 (ha)	採択 年度	社会資本整備総合 交付金（活力創出基 盤整備）	
				基本額	23年度当初予算
竹原市	新開	30.3	元	1,634,000	5,000
呉市	古新開	31.0	2	7,482,000	84,000
海田町	海田市駅南口	2.0	4	852,000	15,000
廿日市市	廿日市駅北	16.2	11	8,063,000	488,000
府中町	向洋駅周辺	12.2	11	9,048,000	845,000
三原市	東本通	47.8	10	4,365,000	180,000
三次市	みらさか	11.0	12	987,000	50,000
福山市	川南	150.4	15	1,782,000	60,000
東広島市	寺家地区	10.8	21	795,000	110,000
庄原市	庄原駅周辺地区	2.2	21	782,000	16,000
合計		313.9		35,790,000	1,853,000

広島市を除く。

社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）

事業主体	地区名	地区面積	交付対象 事業費 (百万円)	H23年度 当初予算 (国費) (百万円)	期間	内容
呉市	広西地区 (2期分)	約228ha	6,061.0	384.7	H21～H25	街路,土地区画整理事業等
竹原市	本町地区	約25ha	431.0	0.0	H19～H23	道の駅,歩行者案内サイン等
	新開地区	約34ha	423.0	39.5	H21～H25	道路,公園等
三原市	松浜地区	約20ha	623.0	42.3	H20～H24	公園,排水ポンプ場等
三次市	三次市中心 市街地地区 (2期分)	約867ha	5,364.0	495.5	H23～H27	道路,公園,市民ホール等
	みらさか地区	約11ha	250.5	0.95	H19～H23	道路,駅前交通広場等
庄原市	庄原地区	約151ha	729.0	52.3	H19～H23	道路,まちなか広場等
	東城地区	約104ha	862.0	23.9	H23～H27	道路,公園等
東広島市	寺家地区	約73ha	2,388.0	280.0	H21～H25	道路,防災調整池,河川等
廿日市市	廿日市地区	約122ha	1,528.2	76.3	H20～H24	道路,公園等
坂町	坂地区 (2期分)	約193ha	1,956.0	1.9	H23～H27	道路,地域交流センター等
安芸太田町	旧可部線 沿線上流地区	約148ha	344.3	13.2	H20～H23	道路,広場等
北広島町	有田河本地区	約147ha	528.0	138.7	H23～H25	道路,公園等

8 公園事業

(1) 公園緑地等計画の概要

公園緑地等は、都市住民の憩いやレクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所、騒音公害等の緩衝地帯としての機能を持ち、都市環境を形成するうえで重要な役割を果たしている。

都市公園は、利用対象や誘致圏、機能に応じて住区基幹公園（街区公園，近隣公園，地区公園），都市基幹公園（総合公園，運動公園），広域公園等に分類されており、現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H22.3.31現在)

区 市 町 村 名	都 市 名	公 園														緑 地		広 場		墓 園			
		街区(児童)公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		特殊公園		広域公園		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)						
広島	大竹市	13	1.83	1	2.3	1	7.4	1	13.7	-	-	-	-	-	-	-	1	1.4	-	-	-	-	
"	廿日市市	34	5.16	7	20.9	1	6.2	-	-	-	-	1	21.1	-	-	-	1	1.0	-	-	-	-	
"	広島市	361	71.79	27	55.2	8	39.4	7	234.6	3	111.3	-	-	3	47.5	1	59.9	14	424.9	1	0.5	2	19.0
"	府中町	11	2.33	-	-	1	5.6	1	16.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	海田町	7	1.58	1	1.4	-	-	1	24.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	熊野町	6	0.74	-	-	1	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.5	-	-	-	-	
"	坂町	1	0.16	-	-	1	5.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.52	-	-	-	-	
"	呉市	63	10.84	4	6.3	4	23.0	3	43.8	2	23.3	4	89.0	1	6.6	-	-	-	-	-	-	1	5.4
備後	三原市	55	10.91	1	4.0	-	-	-	-	1	17.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	尾道市	41	6.32	2	3.6	-	-	-	-	2	21.7	-	-	-	-	1	87.60	8	2.94	-	-	1	5.2
"	福山市	133	26.31	11	21.0	3	19.2	5	79.3	2	28.4	-	-	6	83.2	-	-	7	579.43	-	-	2	13.1
"	府中市	25	4.76	5	8.8	-	-	1	14.0	-	-	-	-	1	9.0	-	-	1	0.50	-	-	-	-
東広島	東広島市	19	4.57	5	12.1	-	-	2	64.3	1	24.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6.8
黒瀬	黒瀬市	-	-	-	-	-	-	1	17.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹原	竹原市	8	1.69	2	2.3	-	-	2	50.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三次	三次市	2	1.09	1	5.4	-	-	1	9.9	1	26.4	-	-	-	-	1	52.8	-	-	-	-	-	-
庄原	庄原市	2	0.40	-	-	-	-	1	40.9	-	-	-	-	-	-	1	340.2	-	-	-	-	-	-
因島	尾道市	11	2.36	-	-	-	-	-	-	1	20.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.80
宮島	廿日市市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	419.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東城庄	原市	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸津	東広島市	1	0.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安浦	呉市	-	-	1	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬戸田	尾道市	3	0.75	-	-	-	-	1	7.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大柿	江田島市	-	-	-	-	-	-	-	-	1	21.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上下	府中市	1	0.15	-	-	-	-	-	-	1	16.7	-	-	1	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島	江田島市	6	1.01	3	3.3	1	6.0	-	-	-	-	1	7.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.99
千代田	北広島町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川尻	呉市	3	0.59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本郷	三原市	9	1.08	1	1.4	-	-	1	8.1	-	-	-	-	1	6.3	-	-	-	-	-	-	-	-
世羅	甲山世羅町	1	1.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	63.3	-	-	-	-	-	-
計		817	157.78	72	150.9	21	116.6	28	623.9	17	338.9	7	536.5	13	165.6	5	603.8	34	1,012.2	1	0.5	9	51.3

(2) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、平成 21 年度末において一人当たりの面積は 10.6 m²となっており、全国平均の 9.7 m²は上回っているものの、国が 21 世紀初頭の長期目標としている 20 m²には及ばない状況であるとともに、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

県立公園の概要

ア 備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。

イ 備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して、備後圏及び周辺地域の利用に供している。

ウ 世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第一期整備区域を県民の利用に供している。また、平成 20 年 4 月 12 日に自然の生態を学習することができる自然観察園を開園した。

国営公園事業の概要

中国地方の広域的レクリエーション需要に対応するため、国は昭和 57 年度から「国営備北丘陵公園」の整備を行っている。この公園は、中国地方のほぼ中央にあたる庄原市の国兼池周辺に位置し、地域の歴史や伝統文化とのふれあいや多様なレクリエーション活動を通じて人間性の回復と向上の場となる公園として整備する。

平成 7 年 4 月の第一期開園後、平成 11 年 6 月にオートキャンプ場、平成 15 年 4 月には、つどいの里を開園している。また、平成 22 年 4 月 1 日にみのりの里が開園した。今後、残るエリアの整備を行うとともに、地元市町と連携を取りながら利用の促進を図る。

(金額単位：百万円)

公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	総事業費	事業年度
びんご運動公園	県	尾道市	87.6	約21,912	S58年度 ~H14年度
みよし公園	県	三次市	52.8	約10,683	S55年度 ~H12年度
せら県民公園	県	世羅町	63.3	約 3,593 *	H14年度~
国営備北丘陵公園	国	庄原市	340.2	約64,000	S57年度~

(* 県民公園総事業費、進捗率は、第一期区域 + 自然観察園)

(3) 重点施策

生活におけるリスクへの対処

- ・避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・温暖化対策，ヒートアイランド現象の緩和，自然再生等のための公園緑地の整備，緑地の保全，緑化の推進

総合的な少子化対策の推進

- ・歩いていける身近な場所における都市公園の整備

豊かな生活に向けた環境整備

- ・地域の個性を活かした観光振興，地域間の交流・連携のための拠点となる都市公園等の整備
- 誰もが安全で安心して利用できる公園施設整備
- ・長寿命化計画策定，及び計画的な改築・更新，既存施設のバリアフリー化等

(4) 年度別公園補助事業費内訳表

(単位:千円)				
	平成22年度	平成23年度	前年度比	平成23年度
	国費	国費		主な事業内容
呉市	30,000	28,500	0.95	安登公園整備，公園施設の改築更新
三原市	15,000	23,750	1.58	東本通地区，長寿命化計画策定
尾道市	26,000	950	0.04	長寿命化計画策定
福山市	32,000	18,050	0.56	公園施設の改築更新，バリアフリー化
三次市	15,000	21,850	1.46	みよし運動公園整備
大竹市	15,000	14,250	0.95	公園施設の改築更新
東広島市	32,000	133,000	4.16	龍王山総合公園，長寿命化計画策定
廿日市市	124,000	4,750	0.04	長寿命化計画策定
北広島町	0	1,900		長寿命化計画策定
小計	289,000	247,000	0.85	
広島県	5,000	45,500	9.10	公園施設の改築更新
合計	294,000	292,500	0.99	
金額は当初内示額，広島市は除く				

(5) 都市公園のアセットマネジメント

都市局所管の都市公園では，平成22年度にびんご運動公園の長寿命化計画を策定している。今後は残る2つの都市公園の長寿命化計画策定に着手すると共に，適切な施設点検・保守対策及び長寿命化対策を踏まえた施設の修繕・改築・更新計画を検討し，ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

平成21年度末都市公園等整備現況調査結果(都市計画区域別)

都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す

平成22.3.31現在

	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園		特殊公園		国営公園		その他		都市公園等合計		都市計画区域人口等(千人)	一人当たり公園等面積(m ² /人)
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園											
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
合計	2530	383.99	104	206.90	26	136.14	28	418.95	20	272.75	5	288.95	29	656.80	1	222.10	145	128.66	2892	2747.92	2599	10.57
広島圏都市計画区域	1470	223.96	62	130.58	20	101.02	14	248.54	7	106.75	2	125.45	18	174.21	0	0.00	78	56.56	1671	1167.07	1569	7.44
広島市	919	153.00	44	95.87	11	49.53	8	174.01	5	91.95	2	125.45	11	95.35			58	45.78	1058	830.94	1125	7.39
呉市	256	28.69	9	11.27	4	22.63	3	31.70	2	14.80			6	78.56			1	0.10	281	187.75	194	9.68
大竹市	51	5.71	1	2.29	1	7.31	1	12.76									1	1.46	55	29.53	28	10.55
廿日市市	184	26.80	7	19.85	1	6.17							1	0.30			16	7.23	209	60.35	103	5.86
府中町	10	2.16			1	5.62	1	16.27											12	24.05	52	4.63
海田町	20	3.20					1	13.80											21	17.00	28	6.07
熊野町	6	0.75			1	3.95											1	1.47	26	6.17	26	2.37
坂町	24	3.65	1	1.30	1	5.81											1	0.52	27	11.28	13	8.68
備後圏都市計画区域	715	117.51	25	45.83	3	18.35	6	43.52	5	54.00	1	87.60	8	46.81	0	0.00	62	71.45	825	485.07	629	7.71
三原市	78	15.41	1	3.96					1	17.50							2	0.26	82	37.13	59	6.29
尾道市	55	9.68	3	4.75					2	12.40	1	87.60					7	2.87	68	117.30	97	12.09
福山市	547	85.58	17	30.55	3	18.35	5	39.72	2	24.10			7	41.15			51	67.59	632	307.04	438	7.01
府中市	35	6.84	4	6.57			1	3.80					1	5.66			2	0.73	43	23.60	35	6.74
その他都市計画区域等	330	41.10	17	30.56	3	16.64	8	126.86	8	109.61	2	75.90	3	435.79	1	222.10	6	0.78	378	1059.34	398	26.62
湯来(広島市)	12	2.27																	12	2.27	6	3.78
音戸(呉市)	6	0.49			1	5.42													7	5.91	13	4.55
安浦(呉市)	21	1.52	1	1.80															22	3.32	12	2.77
竹原	9	1.86	2	2.30			2	45.40											13	49.56	30	16.52
本郷(三原市)	6	0.73	1	2.35															7	3.08	11	2.80
因島(尾道市)	8	1.62							1	6.93									9	8.55	26	3.29
御調(尾道市)	1	0.25																	1	0.25	7	0.36
瀬戸田(尾道市)							1	3.19											1	3.19	9	3.54
上下(府中市)	1	0.15							1	9.80			1	13.00					3	22.95	2	114.75
三次圏	7	3.44	2	3.09	1	6.62	1	6.16	1	18.40	1	50.90							13	88.61	35	25.32
庄原	2	0.40	1	1.18			1	24.41							1	222.10			5	248.09	13	190.84
東城(庄原市)									1	11.22									1	11.22	5	22.44
西城(庄原市)																					2	
東広島市	192	17.43	8	17.54			2	37.00	1	18.61							6	0.78	209	91.36	134	6.82
黒瀬(東広島市)	33	3.58					1	10.70											34	14.28	25	5.71
河内(東広島市)	12	5.26																	12	5.26	6	8.77
安芸津(東広島市)	7	0.54																	7	0.54	12	0.45
宮島(廿日市市)	3	0.23											1	421.80					4	422.03	2	2110.15
佐伯(廿日市市)	4	0.32							1	24.50									5	24.82	10	24.82
江田島	6	1.01	2	2.30	1	4.60							1	0.99					10	8.90	10	8.90
大柿(江田島市)									1	8.50									1	8.50	8	10.63
吉田																					6	
千代田									1	11.65									1	11.65	7	16.64
世羅甲山											1	25.00							1	25.00	7	35.71
カントリーパーク(都市計画区域外)					4	32.68													4	32.68	17	19.22

カントリーパークは、呉市、三原市、江田島市、北広島町、各1箇所の合計表示数値以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある